

東商品支発第39号  
平成22年5月28日

東京商工会議所中小企業委員会  
委員長 井上 裕之 様

東京商工会議所品川支部  
会長 大山 忠 一

中小企業・税制特別委員会  
委員長 武田 健 三

### 品川支部 平成23年度中小企業施策に関する要望

日本経済は、金融危機を端に発した世界同時不況による最悪期を抜けた状況にありますが、世界各国の景気回復に比べ遅れを取っている状況です。業績回復の見込みが見えてきた大企業に比べ、多くの中小企業は景気回復を全く実感できていないのが実情です。

景気悪化が続く中、日本経済を支えていた多くの中小企業は経営に深刻な影響を受けています。平成22年度における政府による一連の大型景気対策は対処療法として一定の効果をもたらしましたが、政権交代が実現した今、経済成長のために将来を見据えた政策の策定が必要となります。

現在の閉塞的な経済状況を打開し、中小企業を含めた日本経済を再び成長路線につなげるためには、新たな経済成長戦略の策定が不可欠となります。経済成長戦略の策定においては、内需・外需を問わず「需要拡大」をキーワードとした政策目標が必要不可欠です。地域経済における中小企業の重要性に鑑みて、中小企業が海外の成長市場に進出するための道筋など、中小企業の成長を後押しするような視点が強調されて然るべきと考えます。

また、経済成長戦略の策定に併せて、財政再建の推進が喫緊の課題となっています。平成22年度末の国と地方を合わせた政府の負債は1千兆円を超え、正味資産はマイナスに転じており、民間企業であれば債務超過に陥っている状況です。将来に負担を繰り延べる国債発行に頼るのではなく、経済成長による自然収入の増加、「事業仕分け」による歳出削減や基金拠出の促進、抜本的な税制改革など、将来の財政再建に向けての道筋を示す必要があります。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。中小企業委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

## 【重点要望】

### I. 実効性のある経済成長戦略の策定

長期的な経済成長の低迷から、閉塞した日本経済の状況は危機的な状況にあります。一人当たりGDPは直近の10年で世界3位から23位まで陥落し、従業員の賃金は伸び悩み、家計貯蓄率は先進国で最低の水準に陥っています。今後、日本経済を再び成長路線へつなげるためには実効性のある新たな経済成長戦略の策定が不可欠です。

経済成長戦略の策定においては、所得拡大による内需拡大が限界に達している現状を鑑みて、内需拡大だけに捉われず「需要拡大」をキーワードに政策を立案する必要があります。今後は海外の成長市場への参入など海外マーケットの活用が経済成長の鍵となります。中小企業の大多数は国内市場をターゲットとしてきており、海外市場への進出のノウハウが乏しいのが現状です。中小企業が海外の成長市場に進出するための道筋をつけるなど、中小企業の成長を後押しするような視点を強調すべきです。

今後の成長産業や主要産業が明確にならなければ、企業はどの分野に投資すれば良いのか掴むことが出来ません。明確な方針を示すことで、企業の投資を誘発し、景気高揚を招くことが出来ます。そのため、策定にあたっては、重点分野を絞り、国が企業を導く役割を果たす必要もあると考えられます。

また、中小企業を含めた日本企業の国際競争力向上のため、OECD諸国で最高水準と国際的に比較して著しく高い法人税率の引き下げが必要となります。経営実態を顧みない労働環境の整備も懸念事項となっています。日本の高事業コスト構造が続けば、大企業などの事業拠点の国外移転が加速するとともに、海外企業の対日投資も減少するため、中小企業の成長への逆風と考えられます。

当支部としては、経済成長戦略を策定する上で、以下の視点を盛り込むことを要望いたします。

- ①「需要拡大」をキーワードとした成長戦略の立案
  - ・成長分野、主要産業分野の明確化と絞り込み
  - ・成長分野に関する技術開発、市場開拓への支援
- ②中小企業が成長できる環境整備
  - ・法人税率の引き下げなど事業コストの削減
  - ・企業活力を損なうような経営コンプライアンス強化に反対
  - ・中小企業が海外成長市場に進出するための支援
  - ・産業人材育成の強化

## II. 健康保険制度に対する国庫補助の引き上げ

医療技術の進歩や食生活の変化などにより、日本は世界最高水準の長寿国となっています。一方で、出生率は低迷し、世界に類を見ないほどのスピードで少子高齢化が進んでいます。65歳以上の老人医療費は、国民医療費の約52%を占め、年々増加傾向にあります。平成18年度現在、75歳以上（長寿高齢者）の医療費は年間約80万円、65歳～74歳までの医療費は年間約50万円と、15歳～44歳以下の医療費（年間約10万円）に比べ、それぞれ約8倍、約5倍にも達しています。

平成20年に高齢者医療制度が導入されたことにより、健康保険組合は後期高齢者への支援金、前期高齢者への納付金が求められ、健康保険組合の財政は急速に悪化しています。健康保険組合連合会によると、平成20年度の健保組合の決算見込の経常収支では、全体の約7割の組合が赤字を計上、赤字総額は3,060億円、さらに平成21年度の予算早期集計では、9割を超える組合が赤字となり、赤字額は6,152億円にも及ぶと見込まれ、健康保険組合制度の存続にかかわる深刻な問題となっています。

昨今、財政状況の弱い健康保険組合は、保険料率の引き上げや、解散を余儀なくされ、中小企業の多くが加入する協会けんぽに移行する事態が起きています。さらに、協会けんぽも財政状態が厳しく、保険料率を本年3月には8.3%から9.34%に引き上げています。こうした事態を放置すれば、中小企業やその従業員の負担増となり、経営環境の厳しい中小企業の経営を圧迫することになります。結果として、倒産や雇用環境の悪化を招く要因にもなりかねません。

高齢者医療を現役世代が支援するのは当然としても、健康保険組合を解散させるほどの負担があることには疑問を感じずにはいられません。現在の長寿医療制度制定の過程においては、現役世代の意見の反映が少なく、高齢者への配慮という面が強く出ており、現役世代に非常に不利な制度設計になっているという印象です。

健康保険組合は健保組合を構成する企業や業界の疾病動向や年齢構成等の実態に即した独自のサービスを展開しており、日本の医療制度の質の向上と医療費の適正化に寄与しています。さらに、協会けんぽも国から独立した健康保険として新たなサービスを模索しているところです。ついては、健康保険組合制度を維持・継続するために、以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 現在の国庫補助率13%を、健康保険法上限の20%まで引き上げる
- ② 協会けんぽの救済は国が中心となるべきであり、健康保険組合に肩代わり負担をさせる事に反対する

### Ⅲ. 中小企業の経済活動を支援する労働法制の整備

現在、国会では労働者派遣法の改正法案が審議されており、製造業への派遣の禁止や登録型派遣の原則禁止などが盛り込まれています。また、本年4月施行の改正労働基準法では、中小企業は当面適用除外とはいえ、80時間超の時間外労働の割増賃金がかかることになりました。さらに、7月に施行される改正障害者雇用促進法では障害者雇用納付金の適用が中小企業にも順次拡大されていきます。それに加え、6月に施行予定の改正育児介護休業法では、短時間勤務制度の義務化などが盛り込まれています。このように昨今では、労働者保護に重点を置いた労働法制の改正が次から次へと実施されています。中小企業はこうした制度改正に対応するだけでも精一杯です。さらに、民主党のマニフェストには、最低賃金について全国平均1000円を目指すと言われており、こうした労働法制の規制強化の流れは、中小企業にとって大変厳しいものと言わざるを得ません。

中小企業は全雇用者の約7割を雇用しており、まさに雇用の下支えをしている存在であります。また、財務省の「法人企業統計（2008年）」より労働分配率を算出すると、資本金10億円以上の法人企業は45.7%であるのに対し、資本金1千万円～1億円の法人企業の労働分配率は75.2%という結果が出ます。まさに中小企業は、経営資源の大半を従業員の雇用に充てていると言えます。

一昨年の「リーマンショック」以降、多くの中小企業は大幅な受注減による赤字経営を強いられ、雇用調整助成金を使いながら雇用維持に懸命に努力しており、まさに「浸水している船の水を懸命に排出している」状況にあります。こうした状況において、更なる労働法制の強化は、中小企業に追い討ちをかけているものと感じざるを得ません。

労働法制で労働者を保護することを否定するものではありませんが、労働者を雇用している中小企業が倒産してしまえば元も子もありません。雇用を増やすには、企業活力強化と経済発展が先決であります。については、労働法制を検討するにあたり、中小企業を保護し経済を成長させる観点から、以下のとおり要望いたします。

- ①中小企業の実情に対応した労働法制の見直しを行うこと（企画業務型裁量労働制の要件緩和、新たな解雇法制あり方の検討、労働者派遣法の規制緩和）
- ②最低賃金の大幅な引き上げ（全国平均時給1000円）には絶対反対

## IV. 起業家を育成する新たな環境整備

企業数ベースにおける開廃業率は昭和61年を契機に逆転し、廃業率が開業率を上回る状況が続いています。最低資本金の撤廃など創業支援の取り組みによって開業率は上昇傾向にありますが、長期的な日本経済の成長を見込むためには、より一層の起業家育成とベンチャー企業への支援が必要です。

成長期にあるベンチャー企業にとって、重要な課題は資金調達です。国や地方自治体の支援により、創業時に金融機関から創業融資を受けられる環境は整ってきています。しかし、創業後の成長期における資金調達が困難な企業が多く見受けられます。借入金の一部を借り換えによる資金調達を行う「疑似資本」と呼ばれる日本のデット・ファイナンスは非常に有効な仕組みですが、反面、実績主義となるため、リスクマネーの調達には不向きです。日本のエクイティ・ファイナンスの投資残高は国際的に見ても非常に低水準であり、エクイティ・ファイナンスの活性化がベンチャー企業の育成に必要となります。

一昨年の金融不況や昨今の新興市場の低迷からベンチャーキャピタルの投資意欲が低下しています。また、株式上場を志向しない企業はベンチャーキャピタルからの投資を望まないケースが多いことから、新たなエクイティ・ファイナンスの担い手を発掘する必要があります。

日本政策金融公庫が行う新株予約権付社債に代表されるハイブリッド型公的融資制度の審査を緩和し、成長期にあるベンチャー企業が活用しやすい形にしていく必要があると思われます。

また、日本のエンジェル税制は非常に使い勝手が悪く、個人投資家がリスクマネーを供給するインセンティブに欠ける制度になっています。適格ベンチャー企業や個人投資家に対象を限定せず、投資を受ける側、投資を行う側両方の門戸を広げるとともに、減税額の拡大や繰延控除期間を7年程度まで延長するなど投資家のメリットが大きく分かりやすい制度とするべきです。

については、起業家を育成する新たな環境整備として、以下の施策を講ずるように要望いたします。

- ① エンジェル税制の大幅な見直し(適格ベンチャーの撤廃、法人投資家の適用、減税額の拡大、控除出来ない投資額や売却損失の繰延控除期間を7年程度まで延長)
- ② 日本政策金融公庫の新株予約権付社債など、ハイブリッド型公的融資制度の拡充
- ③ アーリー段階から投資を行う、エンゼルファンドやアーリーファンドへの中小企業基盤整備機構の出資促進

## 【通常要望】

### I. 中小企業支援施策の充実強化について

#### 1. 事業仕分け継続による徹底した歳出削減、中小企業関連予算の拡充を

企業数の99.7%、従業者数の約7割、企業の付加価値額の5割以上を占める中小企業は、地域経済を支える重要な担い手であると同時に、雇用の受け皿として社会的にも大きな役割を果たしています。しかし、政府の中小企業対策予算（当初予算）は、農林水産関係予算（約2.4兆円）に比べ、1,890億円に止まっております。我が国の雇用の大部分は、中小企業の貢献によるものであり、それ相応の予算が組まれるべきだと考えられます。

財政再建の推進が喫緊の課題となっている中、行政の効率化が重要な課題です。「事業仕分け」による独立行政法人や特別団体、固定化している予算や特別会計・特定財源の見直しを継続することで歳出削減を徹底して進め、中小企業の関連予算の飛躍的な拡充がなされるよう要望いたします。

- ① 「事業仕分け」の継続
- ② 農林水産関係予算以上の中小企業対策予算への増額
- ③ 国会議員・都区議会議員・公務員の削減による歳出削減
- ④ 国家公務員の給与削減や、独立行政法人の整理による歳出削減
- ⑤ 特別会計・特定財源の見直しによる財源拠出

#### 2. 中小企業が公正・活発に競争できる法規・制度等のインフラ整備

活発かつ正当な市場競争を行うため、市場競争は公正なルールに基づく必要があります。しかし、近年の法規、基準、制度の改正は、企業のコンプライアンス遵守に対する負担、情報セキュリティ（ISMS）や環境対応（ISO）などに代表されるように、ともすれば本業以外の要因による企業経営への影響によって企業活力を損なう方向に進んでおります。

中小企業が大手顧客企業の要求どおりにコンプライアンス強化に対応するには大きな費用負担が必要となるため、コンプライアンス強化に対する補助金など中小企業を圧迫しないような施策が求められます。

一方で、下請企業に対する不公平な取引などが是正されていない事例も報告されており、中小企業が公正な取引をできる環境づくりが不可欠です。

については、法規・制度等のインフラ整備について以下の点を要望いたします。

- ① 中小企業の実態に合わせた「非上場会社の会計基準」の策定
- ② 企業活力を損なうようなコンプライアンス強化の見直しや緩和

- ③ コンプライアンス強化に取り組む中小企業に対しての補助金の創設
- ④ 中小企業の実態に即した公正取引の推進（「下請適正取引推進センター」の実効性の確保）
- ⑤ 中小企業の資金調達環境に資する金融監督の推進

## Ⅱ. 中小企業の業種別支援施策の実施について

### 1. 製造業に関する要望

品川区の製造業は、技術力の高さに定評があるうえ「新分野への進出」にも意欲の高い企業が多く存在しています。しかし、今回の不況による受注量の急激な減少や、稼働率低下により業績が悪化するなど、経営に多大な影響を受けています。

長く日本経済を牽引した製造業は裾野が広く、雇用の担い手として重要な役割を果たしています。また、中小製造業の技術力の高さがグローバルに活躍する大企業の競争力を支えています。

世界経済の中で、日本が将来にわたって競争力を維持するためには、個々の中小製造業を育成・支援することが急務です。需要が低迷する国内だけではなく、個々の中小製造業が成長市場である海外へ進出するための支援を行う必要があります。

昨年、品川区が主催したタイ国バンコクにおけるビジネス交流会では、今まで海外とのビジネスを行ったことが無い中小企業が商談成立に至るケースが多数あり、有益な事業となった実績があります。今後は、成長企業におけるビジネス商談会を開催することで、海外進出のノウハウの少ない中小企業を牽引することが重要だと考えられます。

については、製造業に関して以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 東京都が中心となった成長市場でのビジネス商談会の開催
- ② 海外展示会や商談会への出展補助など、個別企業に対する海外展開への助成金制度の創設、既存補助金（東京都：市場開拓助成金など）の拡充
- ③ 中小製造業が海外進出に対する支援として、主要国別に指導可能な販路拡大アドバイザーの設置。（東京都：中小企業振興公社）

### 2. 商業・商店街に関する要望

急激な景気悪化の中、地域の中小商業者・商店街は大型店との競合や後継者不足などの問題を抱えて厳しい経営状況にあります。商店街は地域コミュニティの担い手としての機能を持っており、健全なまちづくりを進めていく上で地域全体の公共的な役割を果たすことが求められています。一方で、都市部の商

店街では大手チェーン店舗が商店街の便益を被りながら商店街振興組合に加入せず、地域コミュニティの役割を果たさないといったケースも見受けられます。

については、商店街を形成する地域の各個店が魅力ある店舗づくりを進めるにあたって、以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 都道府県単位での商店街振興組合への強制加入制度の創設
- ② 地域資源∞プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）の拡充

### 3. 情報サービス業に関する要望

情報サービス業の景況は、景気に対して遅効性があり、昨夏までは景気低迷の影響が顕著でなかったものの、年度後半から、政権交代による政策の不透明感もあり、「先行き厳しい」状況に陥っています。

公共分野のシステム開発では、各政策の先行き不透明性により、ソフトウェア開発の進捗に停滞が生じています。また、民間分野においては設備投資意欲が弱いため、投資優先順位の低いシステム開発案件は依然として低迷が続いています。

品川区は情報サービス業の集積があり、活発な経済活動を牽引してきていることから、需要低迷による深刻な影響を受ける可能性も否定できません。

については、情報サービス業のシステム開発需要拡大のために、以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① システムの共通化・センターでの共同利用を促進する「クラウドコンピュータ」の推進と、それに関して、地域の中小システム・センター会社の参画が可能となる、優先調達や投資促進の為の税制・補助金等の施策推進。
- ② 消費エネルギー低減に対するIT技術の開発など「グリーンIT技術」に対する政府や東京都の投資推進と、それに関して、地域の中小システム・センター会社の参画が可能となる、優先調達や投資促進の為の税制・補助金等の施策推進。

### 4. 建設・不動産業に関する要望

建設・不動産業は公共投資の削減に伴う受注競争や、建築確認の厳格化に伴う建築工事数の減少など構造的な不況や、大手不動産会社の破たんなど危機的な状況が続いております。

公共投資の受注競争によって著しく採算が悪い案件が多く、個別案件の積算単価を上げる対応が求められます。については、中小建設業の実態に合わせて以下の施策を講じるよう要望いたします。



- ① 年度末に発注工事を集中させるのではなく、年間を通じて平均的に公共工事の発注を行う。また、メンテナンスや補修・リフォームなどの継続的なストック型物件の発注を増やす。
- ② 予定価格の公示停止や最低落札価格の上昇など、低価格競争を避けるための入札制度改革
- ③ 積算単価の上昇など個別工事案件の発注単価の向上
- ④ 建設業の入札改革が検討されており、常勤技術者の確認を重視することですが、実態の確認には慎重を期して頂きたい。健康保険証を社員確認に使用するケースが多いのですが、出向社員の場合は本人に有利な出向元の健康保険を継続使用している場合があり、実態は完全な出向で常勤状態にあるにも関わらず、非常勤社員とみなされ説明に苦慮するケースが現在もあるからです。

## 5. 運輸業に関する要望

運輸業は景気低迷による物量の急激な減少が起きている一方で、ここ数年、環境対策や安全対策のための設備投資が増加し、経営コストが増大しているため、多くの運輸業者が危機的な経営状況にあります。

また、政府が検討している高速道路無料化や料金値下げでは、渋滞による到着遅延などで、物流が混乱し、運転手は長時間労働を強いられるなど、車両や配車計画に大きな影響が考えられます。もし高速無料化を実施するのであれば、現在除外されている物流業者への割引制度などインセンティブが必要です。

については、運輸業に関して以下の施策を講じるよう要望いたします。

- ① 高速道路の無料化に反対
- ② 物流業者や営業車に対する高速道路の通行料の引き下げ
- ③ 環境対策のインセンティブとして、最新規制適合車又は低公害車に対する高速道路の割引制度の導入

## Ⅲ. 中小企業の底上げ・活力強化に資する支援策の実践

### 1. 人材確保・育成に係る支援強化

日本の製造現場においては技術・技能の継承が深刻な問題となっています。技術・技能の継承は、日本の産業の担い手である中小企業等の人材育成の観点からも喫緊の課題であり、さらに優秀な技術・技能を有する技術者、職人等の地位向上が必要です。そのためには、若年層への職場体験の促進による職業観の醸成など草の根レベルでの活動が求められております。若手就労者が自身の技能を図る基準として技能検定等の取得推進が期待されます。

また、製造業はもとより、商業、卸売業、情報サービス業において、より実践的な技術・技能を身につけた人材を早期に育成するためには、実際の業務に即したカリキュラムを体系的に教える一方、企業現場での研修や実習を業務の実態に即して教育することが効果的であります。しかしながら、多くの中小企業は、職場でのOJTによる人材育成が中心となっております。

については、中小企業における人材確保・育成に係る環境改善を図るため、以下について制度が拡充されるよう要望いたします。

- ① 若年就労者に対する技能検定取得への補助制度の創設
- ② 技能継承に資する職場での訓練（OJT）に係る助成制度の創設
- ③ 熟練技能を有する人材に対する手当の創設
- ④ 人材投資育成促進税制の拡充
- ⑤ 将来の日本経済の担い手である小中学生の職業観を育むインターンシップや職場体験の促進を図るため、その受け入れとなる中小企業を対象とした助成制度の創設

## 2. 若年者に対する職業教育の充実

ニートやフリーターの増加をあげるまでもなく、若年層に対する職業教育の充実は不可欠です。特に、工業や建設業に多い3Kと呼ばれる職場への就業を促す教育を実践する必要があります。技術技能を身に付けて磨く事により報われる社会の実現するため、若年層からさまざまな職業に触れられる事が必要となります。については、以下について関連施策が拡充されるよう要望いたします。

- ① 工業高校や高等専門学校において、より実務に近い教育カリキュラムや健全な職業観を醸成するような体制を構築すること
- ② 日本版デュアルシステムなど民間企業を活用した職業訓練に中小企業の参画が図られるよう、受入企業に対する負担軽減措置を講じること
- ③ 職業訓練にあたって、外部人材利用に対する負担軽減措置を講じること

## 3. 事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立

廃業率の高止まりの背景には、中小企業経営者の高齢化と事業承継に係る適切な支援体制の不足があります。

また、大きな課題である後継者不足については、自社内人材の育成に係る支援を拡充していくとともに、平成19年度に創設された事業承継資金融資制度の円滑な実行や、事業承継協議会による普及・啓発、実務家間の支援ネットワークの構築・機能充実など、総合的な支援体制を早期に確立されるよう要望いたします。

- ① 「事業承継支援センター」の普及促進の（新制度の普及促進、相談・情報提供・研修など）
- ② 事業承継マッチングDBを活用した事業承継マッチングの確実な実行
- ③ 日本政策金融公庫における事業承継資金融資制度の円滑な実行

#### 4. 中小企業金融の大幅な強化

融資を受ける際に要求される経営者の個人保証や第三者の連帯保証人は、当経営者や連帯保証人の自己破産と再起の可能性を著しく阻害する事になります。経営者が会社の借り入れに対して責任を明確化するという意味に対しては止むを得ない部分があるかと思いますが、第三者の連帯保証は性質上相保証のような弊害も生まれますので、早急に是正が求められます。ついては、中小企業金融の大幅な強化を図るため、以下について要望します。

- ① 金融機関からの借入に際し、第三者連帯保証の要求禁止
- ② 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の拡充に伴う周知

#### 5. 中小企業のための再生支援スキームの普及と適切な運用

自力では限界のある企業・事業の再生についても支援スキームを強化し、普及していくべきです。また、法的再生や中小企業再生支援協議会を通じて企業再生を図る中小企業経営者については、再建途上における支援策についても講じていくことが求められます。一方で、民事再生を受けた企業が低価格商品を販売することで既存企業のマーケットを奪う事態も起きており、節度ある再生支援スキームの構築が求められます。

- ① 民事再生法の制度乱用の防止を目的とした審査の厳格化
- ② 中小企業再生支援協議会の人員拡充と相談機能の強化
- ③ 中小企業再生支援協議会の支援に基づき事業再生を図る企業に対する債権につき、政府系金融機関は債権放棄に柔軟に応じること
- ④ 多重債務を抱える個人債務者のうち保証債務総額3,000万円以下の者を対象に破産せずに再生を図ることを可能とする小規模個人再生手続の適用範囲の拡大
- ⑤ 事業再建者に対する定期使用住宅の一定期間の提供

#### 6. IT対応力の強化

中小企業における財務会計は、日本版SOX法に始まる経営の透明性への要請や新リース会計基準など相次ぐ新制度への対応が求められております。しかしな

がら、中小零細企業の多くは、自社の経営資源が限られているため、業務遂行の際の負担となり、急速に進む新制度に対応出来ていないのが現状です。

さらには、人事給与などの人材マネジメントにおいては、個人情報保護法や日本版 SOX 法の法制化など、企業では IT を活用した内部統制の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、財務会計、人事給与等の業務を支援するサービスの提供と普及促進により、中小企業の IT 対応力の強化が実現可能となる支援体制の確立を要望いたします。

## 7. 中小企業の排出削減対策の推進

中小企業にとって、排出削減対策に取り組むためには、新たに設備等を購入する費用の負担が伴うことなどから、高性能機器の導入による排出削減を推進するために、資金面の支援策を拡充するとともに、中小企業が利用しやすい環境を整備されたい。

## 8. 産学連携促進に資する支援強化

産学官連携が推進されているが、中小企業が大学研究室と共同研究等を行う場合、中小企業が大学研究室に依頼するにも接触の機会や方法・手段が少ないために、共同研究を推進するうえでの足枷となっている。中小企業の産学間の共同研究等を推進するため、中小企業と大学との出会いの場の創出や研究開発予算の中小企業への配慮など、中小企業が大学研究室と共同で研究に取り組むための環境づくりを含めた産学官からなる推進体制の整備、確立を要望いたします。

以 上

平成22年 5月27日 第139回役員会決議
---------------------------